

令和五年六月十五日提出
質問第一一八号

マイナポイント付与補助事業に関する質問主意書

提出者 早稲田ゆき

マイナポイント付与補助事業に関する質問主意書

マイナポイントの付与に対する補助金の事業を活用するキャッシュレス決済事業者への付与分支払いにあたっては、補助金の交付は、一か月単位での概算払請求に応じた交付とし、原則、補助事業終了後に精算払請求により総額の確定を行うこととし、マイナポイント付与による補助金額の算定については、キャッシュレス決済事業者単位で算出した「ポイントの発行数」及び「ポイントの失効率」を基に算定すること、さらには有効期間がないポイントについては、過去五年間の利用率を活用することとなっているが、概算払請求にあたりキャッシュレス決済事業者が「ポイントの発行数」、「ポイントの失効率」、「過去五年間の利用率」について実際とは異なる虚偽の数値を用いた場合、それを補助金事務局及び総務省は見破ることができないのではないか。またそのような不正請求を防止するためにどのような方策を講じているのか。政府として承知しているところをあきらかにされたい。

右質問する。